

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェアの減価償却は定額法によっている。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

ア 徴収不能引当金は、事業未収金等債権の徴収不能に備えるため、個別債権の徴収不能見込額を計上している他、一般債権については過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上している。

イ 賞与引当金は、職員の賞与の支給に備えるため、翌会計年度の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分の金額を計上している。

ウ 退職給付引当金は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が実施する従事者共済会の退職共済制度の掛金累計額を計上している。なお、退職給付引当金と同額を、固定資産の「退職給付引当資産」に計上している。

エ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(3) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(4) ヘッジ会計の処理

金利スワップは特例処理によっている。

(5) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人医療福祉機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会が実施する従事者共済会の退職共済制度に加入している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

事業区分が社会福祉事業区分のみであるため、作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点(社会福祉事業)

法人本部

イ 清雅苑拠点(社会福祉事業)

介護老人福祉施設清雅苑

短期入所生活介護

高齢者在宅サービスセンター清雅(通所介護)

きよせ清雅地域包括支援センター

清雅居宅介護支援事業所

清雅ヘルパーステーション(訪問介護)

ウ つきみの園拠点(社会福祉事業)

介護老人福祉施設つきみの園

短期入所生活介護

中町高齢者在宅サービスセンター(通所介護)

小金井ひがし地域包括支援センター

居宅介護支援事業所つきみの

中町ヘルパーステーション(訪問介護)

エ 桐ヶ丘やまぶき荘拠点(社会福祉事業)

介護老人福祉施設桐ヶ丘やまぶき荘

短期入所生活介護

高齢者在宅サービスセンター桐ヶ丘やまぶき荘(通所介護)

高齢者在宅サービスセンター桐ヶ丘やまぶき荘(認知症対応型通所介護)

桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)

居宅介護支援事業所桐ヶ丘やまぶき荘

都営シルバーピア生活援助員派遣

オ サン・サン赤坂拠点(社会福祉事業)

介護老人福祉施設サン・サン赤坂

短期入所生活介護

高齢者在宅サービスセンター サン・サン赤坂(通所介護)

高齢者在宅サービスセンター サン・サン赤坂(認知症対応型通所介護)

港区高齢者集合住宅生活協力員派遣

カ 赤坂子ども中高校生プラザ拠点(社会福祉事業)

港区赤坂子ども中高校生プラザ

学童クラブ

キ 八幡山児童館拠点(社会福祉事業)

八幡山子どもセンター

ク 荒川放課後子ども総合プラン拠点(社会福祉事業)

荒川放課後子どもプラン

学童クラブ

ケ 滝野川第四放課後子ども総合プラン拠点(社会福祉事業)

滝野川第四放課後子どもプラン

学童クラブ

コ 王子第三放課後子ども総合プラン(社会福祉事業)

王子第三放課後子どもプラン

学童クラブ

- サ 豊川放課後子ども総合プラン（社会福祉事業）
豊川放課後子どもプラン
- シ 梅木放課後子ども総合プラン（社会福祉事業）
梅木放課後子どもプラン
- ス 田端放課後子ども総合プラン（社会福祉事業）
田端放課後子どもプラン

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,450,400,000	0	0	1,450,400,000
建物	1,282,493,184	8,000,228	61,854,373	1,228,639,039
合計	2,732,893,184	8,000,228	61,854,373	2,679,039,039

5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	819,000,000 円
建物(基本財産)	598,834,157 円
計	1,417,834,157 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	14,700,000 円
-----------------------	--------------

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	3,313,555,718	2,084,916,679	1,228,639,039
建物	5,129,930	4,184,737	945,193
構築物	45,305,278	40,343,115	4,962,163
車輛運搬具	34,344,077	29,255,664	5,088,413
器具及び備品	324,371,570	267,748,401	56,623,169
有形リース資産	46,218,240	5,428,560	40,789,680
合計	3,768,924,813	2,431,877,156	1,337,047,657

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 関連当事者との取引の内容
該当なし

10. 重要な偶発債務
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

ア 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

その他の固定資産

拠点における車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア

イ 社会福祉法人会計基準移行前のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額

	器具及び備品	ソフトウェア
取得価額相当額	10,534,320	6,389,280
減価償却累計額相当額	9,797,952	5,217,912
期末残高相当額	736,368	1,171,368

・未経過リース料相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	1,907,736	-	1,907,736

・当期の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3,826,680
減価償却費相当額	3,826,680

・減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっている。

・未経過リース料の期末残高が当該期末残高及び有形固定資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しいため、リース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は支払利子込み法によっている。

(2) 新規業務受託

東京都北区から桐ヶ丘郷放課後子ども総合プランを新規に業務受託し、平成31年度から事業を開始している。

(3) 前払費用

前払費用547,594 円は、1年基準により長期前払費用から振り替えたものである。